

平24福情答申第6号

平成25年3月27日

福岡市教育委員会 様
(指導部学校指導課)

福岡市情報公開審査会
会 長 川 副 正 敏
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分等に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき, 平成24年8月30日付け教指指第419-1号により諮問を受けました下記の審査請求について, 別紙のとおり答申いたします。

記

「〇〇中学校の教諭が行った修学旅行の下見について, 「出張命令書」の作成されていない教諭の「出張」を証明する公文書」の非公開の件

答 申

第1 審査会の結論

「〇〇中学校の教諭が行った修学旅行の下見について、「出張命令書」の作成されていない教諭の「出張」を証明する公文書（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成24年6月6日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成24年5月28日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成24年6月6日、実施機関は本件対象文書については保有していないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成24年8月2日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び平成24年11月9日付けの反論意見書にて、おおむね次のように主張している。

- (1) ○○中学校で行われた「修学旅行説明会」において、この修学旅行の下見のビデオ映像が公開され、全クラスの担任を含む8人の教諭で下見に行ってきた趣旨の発言があった。しかしながら、本件決定では4人の教諭に対して特に勤務することを命じていないことを理由としており、決定内容に疑問を感じる。
- (2) 実施機関のいう「所属長の命令のない自発的な出張」とは詭弁であり、「出張」を証明する4人の教諭については、このような弁明は成立しない。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成24年9月27日付け弁明意見書及び平成25年1月28日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

審査請求人が述べるところの「出張を証明する文書」は当該教諭が勤務する学校において作成していないことから、本件決定は妥当な処分である。

(2) 本件処分を行うに至った理由について

審査請求人が述べる「出張」とされる「修学旅行の下見」については、平成19年4月福岡市教育委員会作成の「校外行事実施届作成の手引き」をもとに、児童生徒の安全管理・確保に努め、きめ細かな配慮を行うために、各学校が事前の調査（下見）として行っているものである。事前調査を行う人数や時期については一律の基準はなく、各学校に配分された予算の範囲内で、各学校長の判断に委ねられている。そして、本件においては学校長が4人に対し旅行命令を発している。

しかしながら、審査請求人が述べる他の出張命令書の作成されていない教諭については、勤務を要しない日に、学校長の旅行命令を受けることなく、自発的に本件事前調査に従事したもので、「出張」を証明する文書は存在しない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) まず、審査請求人の主張から判断するに、審査請求人は、本件対象文書とし

て、本件修学旅行の下見に参加した8人の教諭のうち、旅行命令を受けていない4人の教諭（以下「対象教諭」という。）について、「出張」をしたことを証明する公文書を求めているものと解される。そのため、当審査会としては、審査請求人の主張にあるように、本件修学旅行についての説明会の際にビデオ映像等により、審査請求人自身も対象教諭が下見に参加した事実は確認していると認められることから、本件対象文書としては、下見に参加したという事実を示すものではなく、対象教諭が職務上の「出張」として下見に行ったことを示す公文書であると考えられるので、これを前提として、以下検討を行う。

(2) 「出張」を証明する書類について

福岡市小・中学校管理規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第22条によると、職員の出張は学校長が命じることとし、また、福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年条例第23号）第5条によると、各機関の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならないとしている。また、教育委員会が定めた「出勤簿取扱要領」に基づいて作成された各教諭の出勤簿についても、出張を命じられた場合には、その日付の欄に「出張」の押印をすることとなっている。

そうすると、「出張」を証明する書類としては、旅行命令権者が発した旅行命令簿等もしくは該当日に「出張」の押印がなされた当該教諭の出勤簿がこれに該当するものと考えられる。

2 対象文書の存否について

本件公文書について、当審査会で調査を行ったところ、本件にかかる修学旅行の下見が行われたとされる平成22年10月9日及び10日に当該教諭らに対して旅行命令が発せられた事跡はなく、旅行命令簿についても作成されていないことを確認している。また、当該教諭らの平成22年の出勤簿について、当審査会で見分したところ、いずれの教諭も上記期間については、「出張」の押印はなく、週休日につき、その他の押印もなされていないことが認められた。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給与等特別措置法」という。）第1条の趣旨に「教育職員の職務と勤務態様の特殊性」とあることについては、教育職員が、教育という、人間を対象とし、人格の完成を目指してその育成を促すいとなみを職務としていること、また、時間的拘束性の強い授業時間以外の、放課後や夏休み等の長期休業期間においては、この時間をどのように有効に活用するのかについて、校長その他の管理職の承認が必要ではあるが、相当程度、教育職員の自発性、創造性に待つところがあるなど、一般の公務員とは異なる特殊性があることを認めたものと解されている。そして、教育職員に対し学校長が時間外勤務等を命ずることができるのは、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を越えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）に規定する「校外実習その他生徒の実習に関する業務」など4項目に該当する場合で、臨時又は緊急のやむ得ない必要があるときに限定されている。一方で、給与等特別措置法第3条には、教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより教育調整額を支給しなければならない（第1項）とされ、その反面、教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない（第2項）こととされている。これらの規定も、教育職員の職務の特殊性によるものと認められる。

そうすると、その当否は別として、教育職員が自発的に学校管理下の業務に従事する実態があることが伺えるが、本件についていえば、現に旅行命令が発せられておらず、前記のとおり、出勤簿からも出張をした事跡が確認できない以上、審査請求人の主張する「出張」を証明する公文書は存在しないものと言うほかない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他、本件修学旅行の下見に参加した教諭の人数や所属長の命令のない自発的な出張の当否について言及をしているが、本件審査請求に係る当審査会の判断を左右するものではない。

なお、本件についての当審査会の判断は以上のとおりであるが、審査請求人の

主張の一として述べているように、教育職員の公務に相当する行為であれば何らかの記録を残すべきであるとの見解も、一般論としては、あり得るところである。しかしながら、その前提となる教育職員の服務や職務の範囲などについては、教育委員会や職員団体など関係者の間で長年にわたる歴史的経過があり、その帰結として今日の形態が定着しているものと解されるため、当審査会が教育職員の勤務等のあり方に係る事項についてあえて言及すべきではないとの立場から本件についての審議を行ったものである。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年8月30日	実施機関が審査会に諮問
平成24年9月28日	実施機関が弁明意見書を提出
平成24年11月9日	審査請求人が反論意見書を提出
平成24年11月27日(第2部会)	審議
平成25年1月28日(第2部会)	実施機関より意見聴取
平成25年2月14日(第2部会)	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏，井上禎男，川本利恵子，勢一智子